

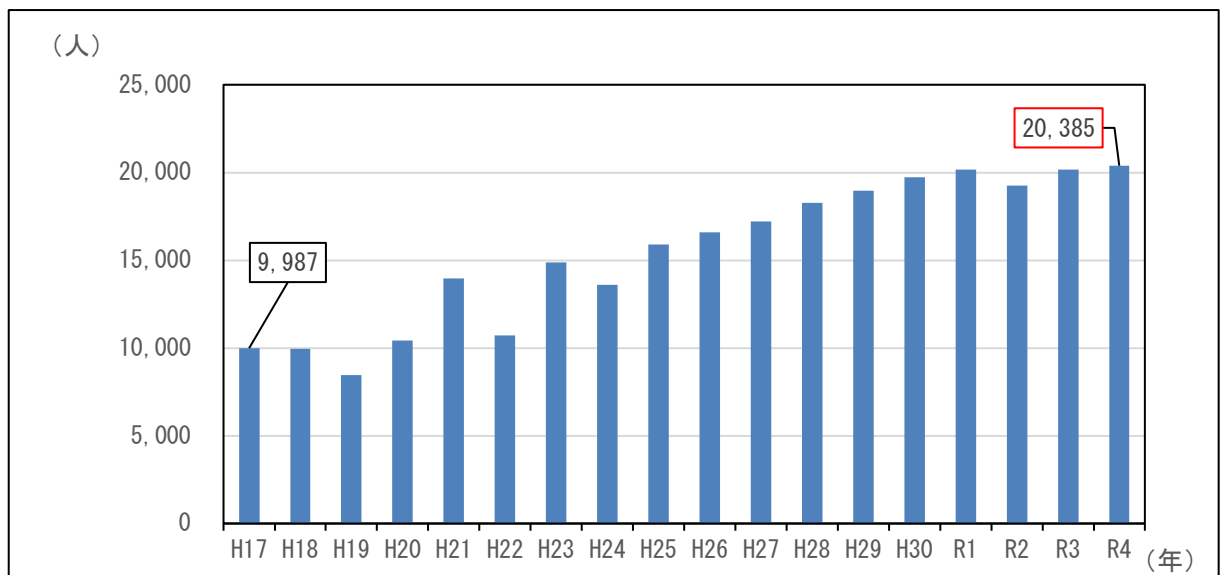
第 2 調査結果

1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する施策の概要等

(1) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の概要

医療技術の進歩を背景として、医療的ケア児は増加傾向にあり、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題と認識されるようになった。このような状況を踏まえ、令和 3 年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号。以下「法」という。）が制定され、同年 9 月から施行された。

図 1-① 在宅の医療的ケア児の推計値（0～19 歳）



(注) 厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年 6 月審査分）によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成した資料に基づき、当省において作成した。

法第 2 条第 1 項において「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」と定義された。また、同条第 2 項において「医療的ケア児」とは「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18 歳未満の者及び 18 歳以上の者であって高等学校等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するもの）」と定義された。

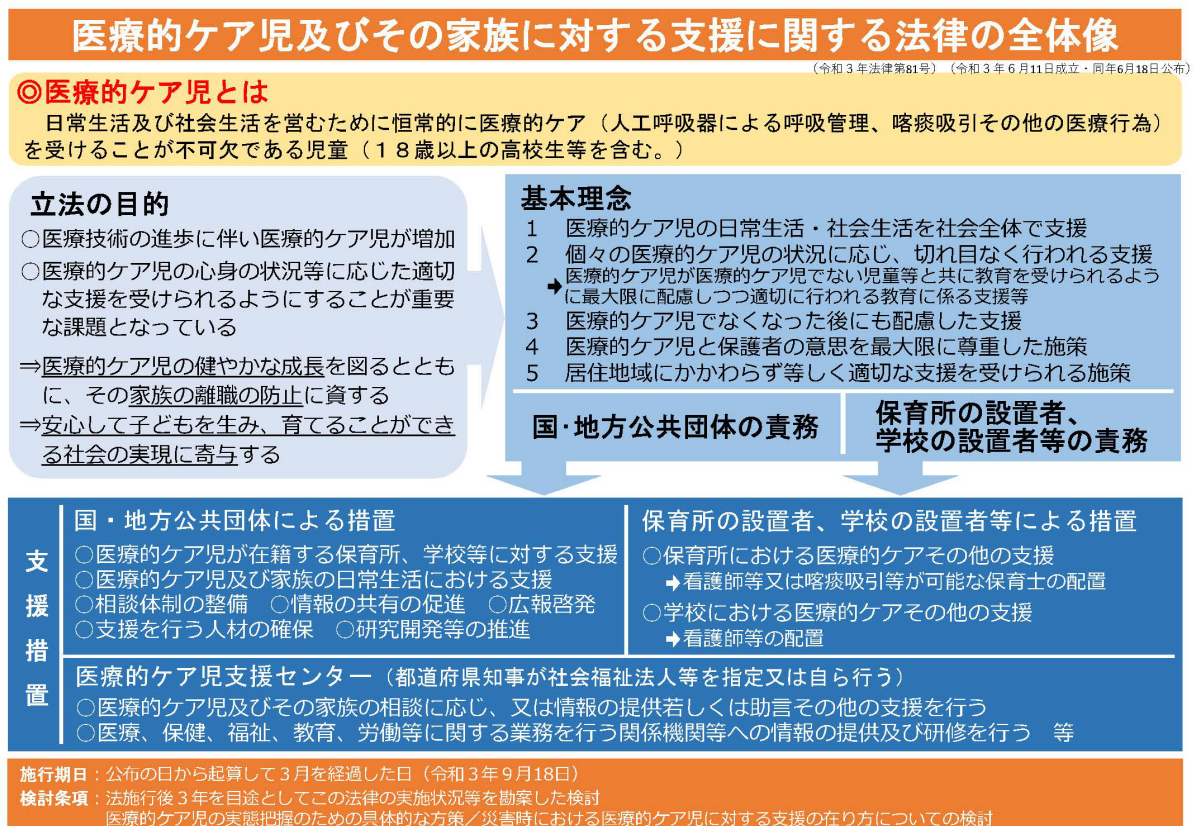
法は、第 1 条において「医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与

すること」を目的としており、第3条において、基本理念として以下の5点を掲げている。

- ① 医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支援すること
- ② 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、個々の医療的ケア児の状況に応じて、切れ目なく支援を行うこと
- ③ 医療的ケア児が18歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切なサービスを受けながら日常生活や社会生活を送ることができるように支援すること
- ④ 医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重した支援を講ずること
- ⑤ 医療的ケア児及びその家族が居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすること

その上で、基本理念にのっとり、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、国や地方公共団体、保育所及び学校の設置者等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策等について定めている。

図1-② 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像



(注) 衆議院ホームページから引用した。

(2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する施策等

法においては、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する施策として、国及び地方公共団体は、①保育を行う体制の拡充等、②教育を行う体制の拡充等、③日常生活における支援、④相談体制の整備、⑤情報の共有の促進等を行うこととされており、このうち①保育を行う体制の拡充等、②教育を行う体制の拡充等については、国及び地方公共団体のみならず、保育所の設置者等（認定こども園の設置者、家庭的保育事業等¹を営む者及び放課後児童健全育成事業²を行う者を含む。）又は学校の設置者においても必要な措置を講ずることとされている。

① 保育を行う体制の拡充等

法第9条第1項において国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が図られるよう、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項において定められている仕事・子育て両立支援事業³における医療的ケア児に対する支援についての検討、医療的ケア児が在籍する保育所、認定こども園等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとされている。

また、同条第2項において保育所の設置者、認定こども園の設置者及び家庭的保育事業等を営む者は、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（以下「看護師等」という。）又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に定める認定特定行為業務従事者（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもののうち厚生労働省令で定めるもの（以下「喀痰吸引等」という。）を行うのに必要な知識及び技能を習得するための研修を修了し、都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者をいう。以下同じ。）である保育士若しくは保育教諭の配置その他の必要な措置を講ずるものとされている。

あわせて、同条第3項において放課後児童健全育成事業を行う者は、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受け

¹ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に定める、市町村が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する市町村長が認める者（以下「家庭的保育者」という。）の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる乳幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。ただし、利用定員が5人以下であるものに限る。

² 児童福祉法第6条の3第2項に定める、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものをいう。

³ 仕事と子育ての両立に資することも・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対し助成及び援助を行う事業をいう。具体的な内容として、企業主導型保育事業と企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を行うこととされている。

られるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとされている。

② 教育を行う体制の拡充等

法第 10 条第 1 項において国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとされているほか、同条第 3 項において看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者（認定特定行為業務従事者）を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとされている。

また、同条第 2 項において学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとされている。

③ 日常生活における支援

法第 11 条において国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、医療的ケアの実施その他の日常生活において必要な支援⁴を受けられるようにするため必要な措置を講ずるものとされている。

④ 相談体制の整備

法第 12 条において国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとされている。

⑤ 情報の共有の促進

法第 13 条において国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体が行う医療的ケア児に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとされている。

⁴ 例えば、医療的ケア児が同年代のこどもと過ごしながらか必要な発達支援を受けられるよう、障害児通所支援における医療的ケアを実施できる体制の整備などが挙げられる。

また、法第 14 条第 1 項第 1 号から第 3 号において、都道府県知事は、i) 医療的ケア児やその家族等に対し、専門的にその相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと、ii) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと、iii) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うことを、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができるとされている。都道府県知事は、上記 i) ～ iii) の業務を医療的ケア児支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たり、地域の実情を踏まえつつ、医療的ケア児及びその家族その他の関係者がその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮を行うこととされている。

法の施行を受け、医療的ケア児やその家族からの相談への対応や情報提供などの支援を担う医療的ケア児支援センターの開設が各地で進められ、令和 6 年 2 月現在、全 47 都道府県において設置済みとなっている。

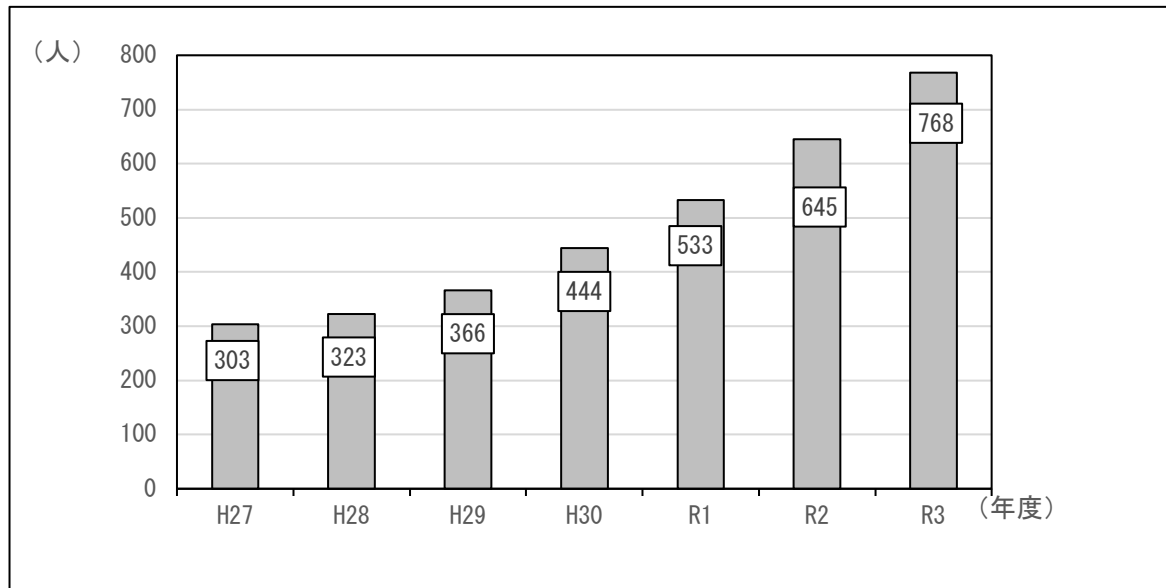
上記のほか、法第 19 条から第 21 条において、国及び地方公共団体は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じた広報などの啓発活動、医療的ケアその他の支援を行うことができる人材の確保及び医療的ケア児の支援のために必要な調査研究の推進を行うことが定められている。

なお、法附則第 2 条第 2 項において、政府は、医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。くわえて、同条第 3 項において、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるようにするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

(3) 保育所や幼稚園、小・中・高等学校等における医療的ケア児の在籍状況

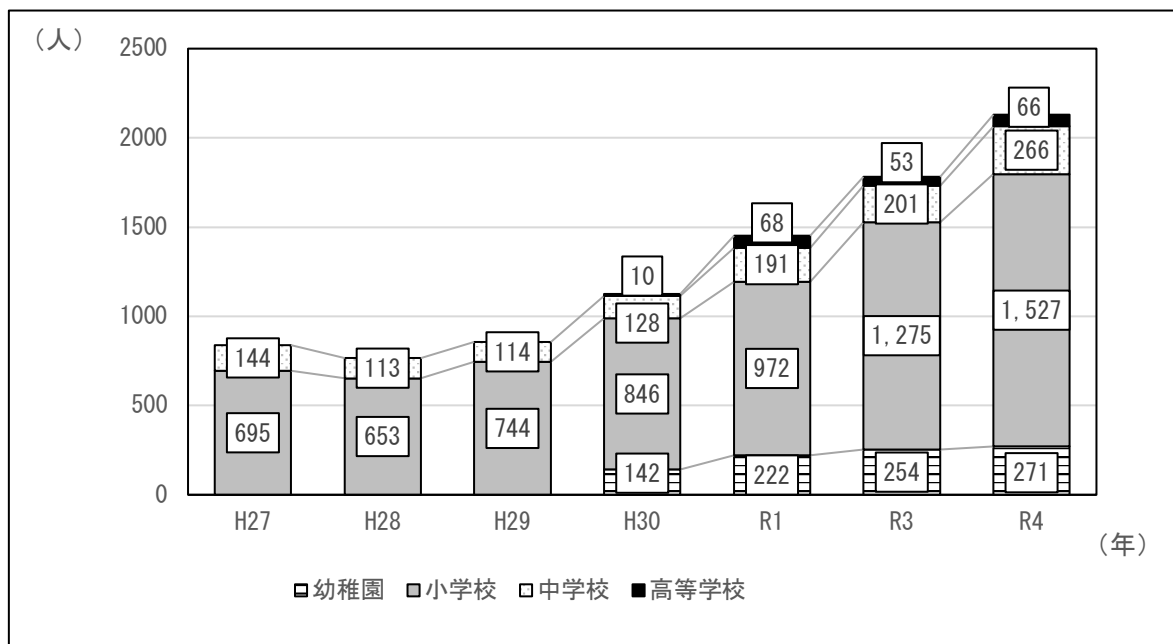
医療的ケア児の保育所や幼稚園、小・中・高等学校等での受入れの動きが広がってきており、在籍している医療的ケア児は、近年、増加している。

図 1-③ 医療的ケア児数の推移（保育所等）



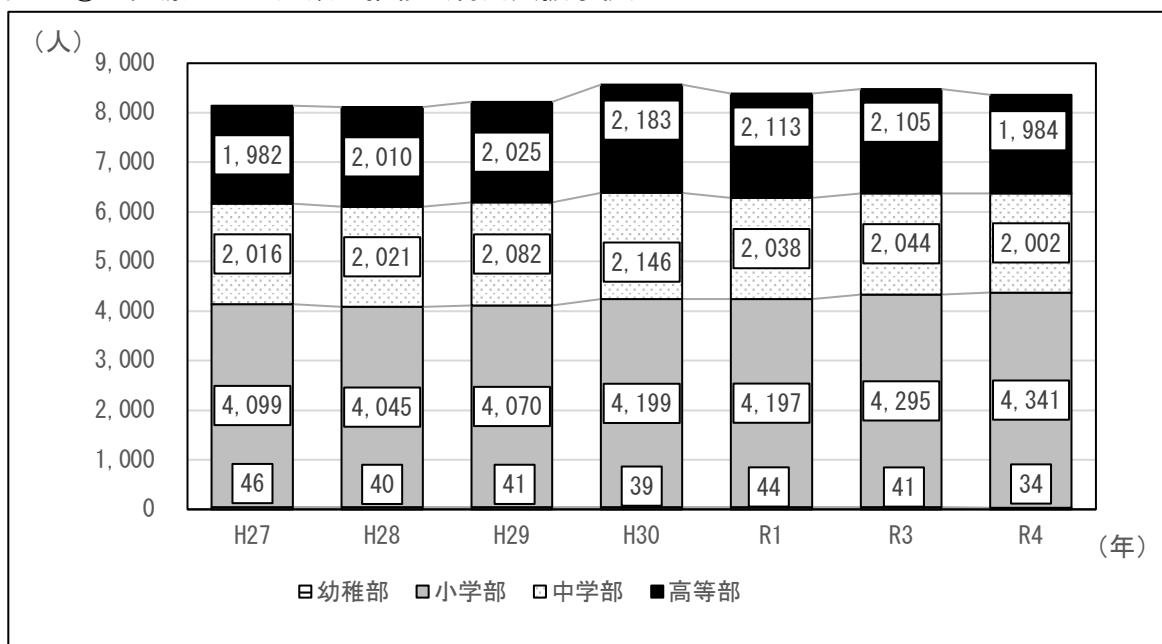
(注) こども家庭庁「保育所等における医療的ケア児の受入状況」に基づき、当省において作成した。

図 1-④ 医療的ケア児数の推移（幼稚園、小・中・高等学校）



- (注) 1 文部科学省「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果（平成 27 年度～29 年度）」、「公立学校等における医療的ケアに関する調査結果（平成 30 年度）」及び「学校における医療的ケアに関する実態調査結果（令和元年度、3 年度及び 4 年度）」に基づき、当省において作成した。
- 2 調査対象は、以下のとおりである。
- H27 : 公立の小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）
 - H28、29 : 公立の小学校、中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む。）
 - H30 : 公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校（通信制を除く。）、義務教育学校、中等教育学校
 - R1 以降 : 国公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、高等学校（専攻科を除く。）、義務教育学校、中等教育学校
- 3 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

図 1-⑤ 医療的ケア児数の推移（特別支援学校）



- (注) 1 文部科学省「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果（平成 27 年度～29 年度）」、「公立学校等における医療的ケアに関する調査結果（平成 30 年度）」及び「学校における医療的ケアに関する実態調査結果（令和元年度、3 年度及び 4 年度）」に基づき、当省において作成した。
- 2 調査対象は、以下のとおりである。
H30 以前：公立の特別支援学校
R1 以降：国公立の特別支援学校
- 3 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

また、児童発達支援⁵や放課後等デイサービス⁶を利用している医療的ケア児もおり、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定により、これらの施設において、必要な医療的ケアや見守りの程度に応じ看護職員を配置した上で、医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を新設するなどの措置がなされており、これらの施設への通所支援の環境の整備も進められている。

(4) 調査の視点、報告書の構成及び調査対象機関の選定

ア 調査の視点及び報告書の構成

法第 4 条において、国は基本理念にのっとり、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を総合的に実施する責務を有するとされている。医療的ケア児に対する支援に当たっては、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野における取組及び各

⁵ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項で定める、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。

⁶ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項で定める、学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

分野間での連携した取組が必要であるが、本調査は、このうち教育、特に学びの最初のステージであり、同年代の児童と触れ合い、人格の形成がなされる場でもあることに加え、今後ますます在籍する医療的ケア児の増加が見込まれる小学校における医療的ケアの実施体制等に着目して実施することとした。

学校における医療的ケアについては、平成元年頃から、大都市圏を中心に、当時の養護学校に日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が在籍するようになったことから、主として養護学校における課題として認識されるようになり、文部科学省は、「特殊教育における福祉・医療との連携に関する実践研究」（平成10年から14年）や「養護学校における医療的ケアに関するモデル事業」（平成15年、16年）等のモデル事業の実施等を経て、学校における医療的ケアに係る体制を整備してきた。平成24年4月には、社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件の下で医療的ケアのうち喀痰吸引及び経管栄養の一部（以下「特定行為」という。）を実施できることとなり、これまで実質的違法性阻却の考え方の下、学校において医療的ケアを実施してきた教職員も、同法に基づき認定特定行為業務従事者として特定行為を実施できることとなった。さらに、平成31年には、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日30文科初第1769号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「平成31年通知」という。）を発出し、小・中学校を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等を各教育委員会等に示し、学校における医療的ケアの実施体制の整備を促している。

また、法の施行を受け文部科学省は、令和3年度に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）」（令和3年9月17日3文科初第1071号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「施行通知」という。）を発出し、各教育委員会等に対し、法の規定のうち学校に関するものとして、第2条（定義）、第3条（基本理念）、第5条（地方公共団体の責務）、第7条（学校設置者の責務）及び第10条（教育を行う体制の拡充等）に係る留意点を示し、法の趣旨を踏まえた取組の実施に努めるよう促している。

以上のことを踏まえ本調査では、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるように最大限に配慮するとともに、医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重し、その居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにするという法の基本理念の具体化を図る観点から、次の実態を把握し、課題を整理することとした。

① 医療的ケア児の把握及び就学時における医療的ケア実施者の確保状況

児童の小学校への就学期日は生年月日からおのずと判明するが、就学先が決定してから医療的ケア実施者（本報告書においては、看護師等、医療的ケアを行う介護

福祉士及び認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)の確保までには一定期間が必要である。

本報告書では、小学校における医療的ケアの実施体制を整えるためには、就学を迎える医療的ケア児をできるだけ早く把握するとともに、保護者等の就学先の意向(小学校を希望、特別支援学校を希望など)を把握し、医療的ケア実施者の確保を図ることが必要ではないかとの観点から、市区町村教育委員会における医療的ケア児に係る情報の把握状況、就学先に係る保護者等の意向の把握状況及び医療的ケア実施者の確保状況を調査し、その結果を項目2で整理した。

② 小学校における医療的ケアの実施状況

文部科学省は、法の趣旨を踏まえ、各教育委員会等に対し、保護者の付添いがなくても学校で必要な医療的ケアが受けられるようにするための措置を講ずることを求めているが、一方で、文部科学省の調査⁷においては、看護師等を確保・配置しているにもかかわらず保護者の付添いが一定程度生じていることが報告されている。

このことを踏まえ、こうした保護者の付添いを解消する余地はないかという観点から、小学校での医療的ケアの実施状況について、保護者の付添いの実態やこのような付添いを解消するために講じている方策等を調査し、その結果を項目3で整理した。

③ 在校時における発災への備えの状況

上記(2)のとおり、法附則第2条第3項において、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

このことを踏まえ、医療的ケア児が在校中の災害発生に備えた安全確保の取組状況を把握する観点から、発災時の避難に向けた取組状況及び学校待機時の医療的ケアの実施に向けた備えの状況を調査し、その結果を項目4で整理した。

イ 調査対象機関の選定

本調査における調査対象は以下のとおり選定した。

- ① 各市区町村教育委員会における医療的ケア児に係る情報の把握状況、就学に係る調整状況及び就学後の小学校における医療的ケアの実施状況を調査するため、文部科学省が実施した「令和元年度学校における医療的ケアに関する実態調査結果」及び「令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査結果」の比較に

⁷ 「令和4年度 学校における医療的ケアに関する実態調査結果」(令和5年3月文部科学省)

より⁸、域内の小学校に在籍している医療的ケア児数が令和元年度から3年度にかけて増加している24教育委員会を抽出した。くわえて、これら24教育委員会の域内において、調査時点での直近3年度（令和2年度から4年度）の間に医療的ケア児を受け入れた36小学校を抽出し、当該小学校に在籍している医療的ケア児から、小学校における医療的ケアの実施状況（医療的ケアの種類（人工呼吸器使用の有無等）や保護者の付添いの有無等）を勘案して抽出した42人について、その就学をめぐる調整状況や就学後の医療的ケアの実施状況を調査した。

- ② 特別支援学校に就学した医療的ケア児のケースの中に、市区町村教育委員会において医療的ケア実施者の確保ができなかったことが、小学校への就学とならなかった理由の一つとなっているケースがあるのではないかとの問題意識から、①で抽出した24教育委員会に加え、上記の令和元年度及び3年度に文部科学省が実施した調査において、小学校に就学した医療的ケア児がいない7教育委員会を抽出して調査した。
- ③ ①②のほか、上記の文部科学省の調査や自治体のウェブサイト等を参考として、域内の小学校において医療的ケア児の受入れがあり、かつ医療的ケア実施者の確保について工夫をしているとみられる1市区町村教育委員会を選定し、調査した。
- ④ ①～③のほか、調査の参考とするため、①の24市区町村教育委員会の域内の医療的ケア児に関する施策を主に所管している市区町村部局（各市区町村福祉部局等）、都道府県（各都道府県福祉部局等及び教育委員会）、都道府県立特別支援学校、医療的ケア児の保護者及び関係団体（医療的ケア児の家族会等）についても調査対象とした。

なお、②の7市区町村教育委員会のうち5教育委員会においては、上記の文部科学省の調査以降（令和4年度以降）又は調査以前（平成30年度以前）に小学校に就学した医療的ケア児がいたことにより、当省調査時点では受入実績があった。したがって、今回調査対象とした上記①～③の32教育委員会のうち、調査時点で域内の小学校への医療的ケア児の受入実績があったのは30教育委員会であった。

⁸ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により調査を実施していないため、令和元年度及び令和3年度の調査結果を比較した。